

福岡県道路鉄道連絡会議 規約

(名 称)

第1条 本会は「福岡県道路鉄道連絡会議」（以下「会議」という。）という。

(目 的)

第2条 会議は、道路法第28条の2及び道路法施行規則の一部改正（平成28年10月28日付け国土交通省国道国発第129号道路局長通達）に基づき設置するもので、福岡県道路メンテナンス会議規約第5条第2項に規定の「専門部会」に位置付けるものとし、福岡県内の安全かつ円滑な交通の確保及び効率的な道路管理を実現することを目的とする。

(事 業)

第3条 会議は第2条の目的を推進するため、次の事業を実施する。

- (1) 跨線橋の改修について、点検・修繕を計画的かつ効率的に進められるよう関係者の意見調整(点検及び修繕等に取り組むべき跨線橋に関する意見調整、対外協議に関する調整等)に関する事業
- (2) 関係者との情報共有(損傷事例や対応事例、点検及び修繕の措置状況等)に関する事業
- (3) 国民・道路利用者等を対象とした広報(点検結果や構造物の健全度に関する情報発信、メンテナンスに対する関心と理解の醸成等)に関する事業
- (4) 前各号に掲げるものの他、会議の設立の目的に沿った活動の企画及び実施に関する事業(必要に応じて跨道鉄道橋に関するものも含むものとする)

(構 成)

第4条 会議は別表に掲げる関係機関をもって構成する。

- 2 会議には、会長及び副会長を置くものとし、会長は九州地方整備局福岡国道事務所長、副会長は九州地方整備局北九州国道事務所長、九州地方整備局有明海沿岸国道事務所長、福岡県県土整備部道路維持課長及び西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等があるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、会員以外の者で、メンテナンスに関わりが深い者をオブザーバーとして出席させることができる。

(事務局)

第5条 会議における事務は、九州地方整備局福岡国道事務所道路保全課、九州地方整備局北九州国道事務所管理第二課、九州地方整備局有明海沿岸国道事務所管理課、福岡県県土整備部道路維持課、西日本高速道路株式会社九州支社久留米高速道路事務所担当課及び北九州高速道路事務所担当課において処理する。

(開催頻度)

第6条 年1回を基本とし、必要に応じて適宜開催する。

(雑 則)

第7条 本規約の改廃は会議で定める。ただし、軽微な改正等については、会議事務局で行い、会議会員に通知するものとする。

附 則 本規約は、平成29年3月1日から施行する。
本規約は、令和元年11月28日から施行する。(一部改正)